

令和8年度軽油引取税申告書等データエントリー業務仕様書

1 委託業務名

令和8年度軽油引取税申告書等データエントリー業務（以下「委託業務」という。）

2 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

3 委託業務の内容

(1) 入力元となる軽油引取税の申告書等を貸与（以下「貸与帳票」という。）するの
で、データ化して納品すること。

なお、データ作成に必要な機器や入力支援ツール等のソフトウェアは受託者において用意すること。

(2) 貸与帳票を毎月第8営業日頃に徳島県企画総務部税務課まで受け取りに来ること。

なお、徳島県に申請し承認を受けた場合には、運送会社によるセキュリティ便での授受を可能とする。ただし、受託者が往復の費用を負担し、運送会社との連絡調整も行うとともに、運送会社で貸与帳票の破損、紛失があった場合は受託者の責任において対応すること。

(3) データ入力及び作成については、2回以上入力しベリファイを実施すること。

(4) 貸与帳票の記述が不鮮明で読み取り困難な場合は入力した結果値を付箋に記載し、貸与帳票に貼っておくこと。

(5) 作成データは、徳島県企画総務部税務課へ、帳票の貸与日から6営業日後に納品すること。

(6) 作成データの徳島県への納品手段は次のいずれかによること。

- ・ L G W A N を利用した送信
- ・ 徳島県のオンラインストレージサービス（D E C O）を用いた送信
- ・ 暗号化機能付き外部記憶媒体（徳島県で用意する）に保存し持参

（暗号化機能付き外部記憶媒体の運搬については、鍵付きアタッシュケース等を受託者において用意すること）

納品手段に必要な機器や運搬等の経費は、受託者が用意又は負担すること。

(7) データ化が完了した貸与帳票は、作成データ納品日の翌営業日迄に、徳島県企画総務部税務課へ返却すること。

4 データ構成等について

(1) 貸与帳票1枚に複数レコードがあるので、様式に応じて別レコードとして入力すること

(2) 入力時の桁余りについては残りをゼロ埋めにする

(3) レコード長の余白部分はスペース埋めにする

5 資料及び成果品の授受

甲及び乙は、貸与帳票の受渡しの都度、送付書及び受領書を交換すること。なお、納品時には納品レコード数を書類受渡書に記載すること。

6 委託料の支払

- (1) 実績の報告においては、ゼロ埋めについてはデータ数に含めず、1レコードあたりの入力数平均値を40文字として作成レコード数を計算すること。
- (2) 支払額は、作成レコード数に単価と消費税を乗じたものと、貸与帳票運搬費の合計とすること。
- (3) 委託料は、6ヶ月ごとのデータ作成実績に応じて支払うものとする。

7 資料の保管

乙は、甲の貸与帳票を返却までの間、適正に保管すること。

8 個人情報の保護及びセキュリティ対策

乙は、委託業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記1「個人情報取扱特記事項」を、また、徳島県情報セキュリティポリシーに基づき、別記2「情報セキュリティに関する特記事項」を遵守すること。

9 その他

- (1) 貸与帳票を委託業務以外に使用してはならない。
- (2) 委託業務に要する経費で特に記載のないものについては、全て受託者が負担するものとする。
- (3) 仕様書は現時点での税制改正等を前提としており、今後の税制改正等により県は必要に応じて仕様の変更を行うことがある。このときの変更費用は原則として契約金額に含めるものとする。ただし、大規模な仕様変更については、双方協議の上行うものとする。
- (4) この仕様書に記載のない事項は双方協議の上定める。